



多くの職員が参加した事業団での研修

門員が「親なきあと」の相談にも応じ
るかたちだ。

相談室以外でもスタッフが対応

相談室に寄せられる相談は、当初
はメディアなどで盛んに取り上げ

られたことから、2カ月間で46件も
あった。その後は落ち着き、設置から
2020年度末までの約4年間の累
計相談件数は137件となっている。
高木さんは、「件数が少ないかもし
れませんが、137件は相談室で受
け付けたものに限った数字です。相
談員養成研修は、事業団が運営する
11施設の職員も受講しており、ご家
族から、親なきあとに関するお話が
あれば現場ごとに対応しています。
件数は把握していませんが、実態は
もっと多くなります」と説明する。
相談室が受けた137件の内訳
は、相談者別では、「支える家族」が
75%と多く、残りは「障害者本人」
12%の順。
相談内容別では、「親なきあとと全
般」が52%と過半数を超え、以下、「お
金の管理（相続）」27%、「支える人
について」12%、「生活の場（住まい）」に
ついて「9%の順となっている。
「親なきあと全般」が多いのは、「漠
然とした不安を感じて相談に来られ
る方がたくさんいるからです。お話
を聞いていく中で相談員が相談者と
ともに課題を整理すると、「何をしな
ければいけないかわかった」とか、「そ



相談室でスタッフ(右)が個別相談にのる

れを聞いただけで安心した」という
人が多い(高木さん)という。
相談対応で心がけていることは、
相談者の話を丁寧に聞き、安心して
もらえる対応をすること。そのため
に、相談員が分らないことは専門家
に聞いて対応しており、「相談員から
は、専門家の先生がバックアップし
てくれているので心強いという声
が多い」そうだ。各専門家がそのよう
にバックアップしていることもあって、

専門家に実際につなぐ件数は、全相
談件数の約5%と少ないという。
行政施策にも波及効果
事業団で始まった取り組みは、県
の福祉施策に波及している。大分県
が、親なきあとの相談窓口を県全域
に広げるために「親なきあと支援事
業」に乗り出したのだ。
19年度から3年間の有期事業と
して、事業団が委託を受け、親なき
あとに関する①相談員養成研修、
②研修受講者のフォローアップ、③
パンフレットとエンディングノート
の作成といった事業を行っている。
研修は、県内の相談支援事業所や社
会福祉協議会の職員なども受講して
いる。
高木さんは、「当事業団が『地域福
祉の活性化』に貢献できています」と
実感している。
また、事業団では、プロジェクトで
課題としていた有料老人ホームにつ
いても、18年4月に開設。このホー
ムは、定員45名の介護付き有料老人
ホームと定員10名のグループホーム
が同じ建物の中にあり、親子や夫婦
で一緒に過ごすことができる。

大分県内で広がる 意欲的挑戦

相談室6ヵ所開設、障害者優先のホームも

大分県社会福祉事業団の取り組み



高木美帆さん

■大分県社会福祉事業団
「『親なきあと』相談室」

県内宇佐市、由布市、佐伯市、日田市、
日出町、九重町に設置。母体となる事業
団は1967年設立の特定社会福祉法人で、
県内に20の施設・事業所をもち職員約
730人が在籍する。

全国に約70ある「親なきあと」相談
室を都道府県別の人口比で見ると、
最も充実しているのが大分県だ。民
間の社会福祉法人「大分県社会福祉
事業団」が、2017年1月、県内6
カ所に「親なきあと相談室」を設置し
たためだ。19年4月には「高齢障害
者」を優先する有料老人ホームも開
設した。積極的な取り組みについて
本部事務局・企画課長の高木美帆さ
んに聞いた。

強い要望をきっかけに

立ち上げのきっかけは、母体とな
る事業団が運営する障害者支援施設
や救護施設からの利用者の声だった。
「利用者でつくる『家族会』から、親
なきあとの不安について、時間をか
けてじっくり話を聞いてくれ、専門
的な問題についても対応してくれる
相談場所を設けてほしいとの強い要
望が寄せられました」と高木さん。
16年度に「親なきあと問題研究プ
ロジェクト」が立ち上がり、①「親な
きあと相談室」の設置準備、②高齢の
障害者を優先とした有料老人ホーム
の整備、③都市部での事業展開、の3

課題について、具体的な方向性を出
すことになった。
事業団では、相談支援事業所を県
内各地で展開しており、障害者の福
祉サービスについての相談には多く
対応していたが、家族からニーズが
高かった「金銭」や「相続」などに
関する法律的、専門的知識は不足して
いた。そこで、社会保険労務士や司法
書士、税理士、ファイナンシャルプ
ランナーの各専門家に講師を依頼し、
「親なきあと相談員養成研修」を法人
内研修として開催することにした。
相談方法は、東京都で「親なきあ
と相談室」を主宰している行政書士
の渡部伸さんと同じ方法を取り入れ
ることになった。すなわち、相談室は、
最初の相談窓口として関わって親が
抱える課題を整理し、金銭や相続な
どの専門的な相談については、それ
ぞれの分野の専門家につなぐという
方法だ。研修によって職員21人を相
談員として養成し、17年1月、県内
6カ所に「親なきあと相談室」を設
置した。
相談室を設置した場所は、同法人
がもともと事業展開している相談支
援事業所内を活用した。相談支援専